

入札公告

下記のとおり一般競争入札に付します。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 : 政府所有災害用乾パンの販売
- (2) 銘柄・数量 : 乾パン 694箱(1箱当り7.2kg)
賞味期限は、平成22年2月末
- (3) 所在場所 : 東京都立川市緑町無番地
関東農政局東京農政事務所 立川政府倉庫
- (4) 引取日 : 平成22年3月26日(金)まで
- (5) 用途 : 飼料用
- (6) 入札方法 : 入札は、消費税及び地方消費税相当額を含まない、包装代込み価格にて行うものとする。

2 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

次のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条の規定に該当する者でないこと。なお、未成年者、被保佐人または被補助人であって、契約のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当する者でないこと。
- (3) 総合食料局等契約指名停止等措置要領(平成19年3月30日付け18総合第1884号総合食料局長通知)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札説明書、売買契約書等の交付の場所、期間及び日時

- (1) 場所 : 関東農政局東京農政事務所消費流通課
- (2) 期間 : 平成22年2月23日(火)から平成22年3月8日(月)まで
(ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる行政機関の休日を除く)
- (3) 時間 : 午前9時から午後5時まで

4 競争入札執行の場所及び日時

以下により、競争入札を執行するものとする。

なお、郵送での入札参加は認めない。

- (1) 場所 : 関東農政局東京農政事務所会議室
- (2) 受付 : 平成22年3月10日(水)午前9時30分から午前10時30分まで
- (3) 入札日時 : 平成22年3月10日(水)午前11時00分

(4) 結果公表：平成22年3月10日（水）

5 保証金

(1) 入札保証金

入札参加者は、現金、銀行払出小切手又は銀行保証小切手及び分任契約担当官の認める担保をもって、見積金額の100分の5以上を入札保証金として、保証金提出書又は、政府保管有価証券提出書（入札保証金の明細を記載したもの）及び誓約書（競争参加に必要な資格を有する者であることを誓約したもの）と同時に納入し申込みするものとする。

買受人として決定された者が入札日から起算して10日以内に契約を締結しない場合は、入札保証金は国庫に帰属する。

なお、入札保証金の郵送は認めない。

開札の結果、落札者以外の者の入札保証金は返還する。

返還する入札保証金には、利子を付さない。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上納付しなければならない。

なお、落札者の請求がある場合は、入札保証金を契約保証金に充当することができる。

6 入札の無効

以下に掲げる内容により行われた入札は無効とする。

- (1) 本公告に示した競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (2) 競争に自ら参加する者が、他人を代理人としてした入札及び同一人が2人以上のものを代理して行った入札
- (3) 同一人が2通以上行った入札
- (4) 入札保証金が入札金額の100分の5に満たない入札
- (5) 入札書の金額を訂正したもの及び入札価格に円未満の端数を付した入札
- (6) その他、所定の記載方法によらない入札

7 落札者の決定方法

- (1) 会計法第29条の6の規定に基づく落札方式とし、予定価格の制限の範囲内で最高の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合には、くじで落札者を決定する。

8 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

9 現品の引渡し方法

在庫倉庫における在姿での引渡しとする。

10 その他

- (1) 本公告に係る入札及び契約に際して使用する言語は日本語とし、使用する通貨は日本国通貨とする。
- (2) 落札者が契約を締結しないときは、総合食料局等契約指名停止等措置要領に基づき指名停止する。

11 問合せ

問合せ先：関東農政局東京農政事務所消費流通課

〒100-0004 東京都千代田区大手町1 - 3 - 3

大手町合同庁舎第3号館5階

03 - 3214 - 7313

平成22年2月24日

東京都千代田区大手町1 - 3 - 3

食料安定供給特別会計分任契約担当官

農林水産省関東農政局東京農政事務所長 下條 龍二

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事項をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しております。

詳しくは、当局のホームページ

（<http://www.maff.go.jp/kanto/shinsei/koukihoji/index.html>）をご覧ください。